

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 令和3年9月17日

2. 認定事業者名 株式会社十六銀行

3. 事業再編の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

十六銀行グループはこれまで、岐阜県、愛知県に営業基盤を置く金融機関として、地域経済の活性化に貢献すべく、地域のみなさまとの対話を通じて共通価値を創造することに努め、地域とともに持続的な成長を遂げる総合金融グループを目指してきた。また近時においては、SDGsや地域創生への取組みに加え、急速に進展するデジタルトランスフォーメーションへの対応など、お客さまや地域のニーズ、課題にお応えできるようグループ経営体制の一層の高度化をはかっている。

一方、地域金融機関を取り巻く環境は、低金利政策の長期化や業種・業態を超えた競争の熾烈化に加えて、人口減少や高齢化の進展、産業構造の変化等による将来的な市場規模の動向に不透明さが増大するなど大きく変化しており、地域金融機関は持続可能な社会の実現に貢献していくために、規制緩和に対応しビジネスモデルを転換することが求められている。

このため、十六銀行グループは、新規事業への参入などによる事業領域の拡大、役職員の意識改革・行動改革によるグループ連携強化やグループ経営資源配分の最適化、監査・監督機能の強化および業務執行スピードの向上を目的とし、持株会社体制へ移行することとした。持株会社は監査等委員会設置会社とし、取締役会は意思決定機能のみならず、より監査・監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の高度化をはかっていく。

持株会社体制のもと制定するグループ経営理念の使命に「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」を掲げ、グループの経営資源を結集したお取引先の本業支援や地域の持続的な成長に向けた責務を遂行すべく、経営環境の変化に柔軟に対応できるグループ経営体制を整え、企業価値の向上に努めていく。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、令和6年3月期には、令和3年3月期に比べて、従業員一人当たり付加価値額を6%向上させることを見込んでいる。財務内容の健全性の向上としては、令和6年3月期において、有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収入が経常支出を上回ることを見込んでいる。

4. 事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

十六銀行グループが営むすべての事業

〈選定の理由〉

十六銀行グループは、岐阜県、愛知県を主要な営業エリアとする地域金融機関として、これまで以上に地域の持続的成長に向けた責務を遂行していくため、新規事業への参入など事業領域を拡大するとともに、役職員の意識改革・行動改革によりグループの連携を強化することが必要と考えている。

持株会社体制への移行により、規制緩和に柔軟に対応し、新会社の設立や、グループの連携強化に向けた経営資源配分の最適化、ガバナンスの高度化をはかり、お客さまや地域の課題解決に向けた取組みを加速することで共通価値を創造し、企業価値の向上をはかる。

設立する持株会社の経営計画における3つの経営戦略（「マーケットインアプローチ戦略」「DX戦略」「地域コミット戦略」）により、グループシナジーを最大化し、「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を目指していく。

従って、計画の対象事業は十六銀行グループの各事業となる。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

十六銀行単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社十六フィナンシャルグループ」（以下、「持株会社」という。）を令和3年10月1日に設立する。

持株会社体制において、グループの強みである営業基盤や情報、ネットワーク等を最大限に活用し、非金利収入の拡大をはかるとともに、地域のデジタル化やまちづくりなどを通じて、持続可能な社会の実現に貢献していく。こうした取組みによりグループの持続的な成長を目指していくことから、当該事業再編による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らして持続的なものと見込まれる。

また、持株会社体制移行後は、人的資源やチャネルなどグループ経営資源配分の最適化をはかる予定であり、当該事業分野における過剰供給構造が懸念されるものではない。さらに、当該事業分野において、不当な金利、手数料等の引上げ等を目指すものではないことから一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

（事業の構造の変更）

〈新設会社〉

名称：株式会社十六フィナンシャルグループ

住所：岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地

代表者の氏名：取締役社長 池田 直樹

設立（予定）日：令和3年10月1日

資本金：36,000,000,000円

〈株式移転を行う会社〉

名称：株式会社十六銀行

住所：岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地

代表者の氏名：取締役会長兼頭取 村瀬 幸雄

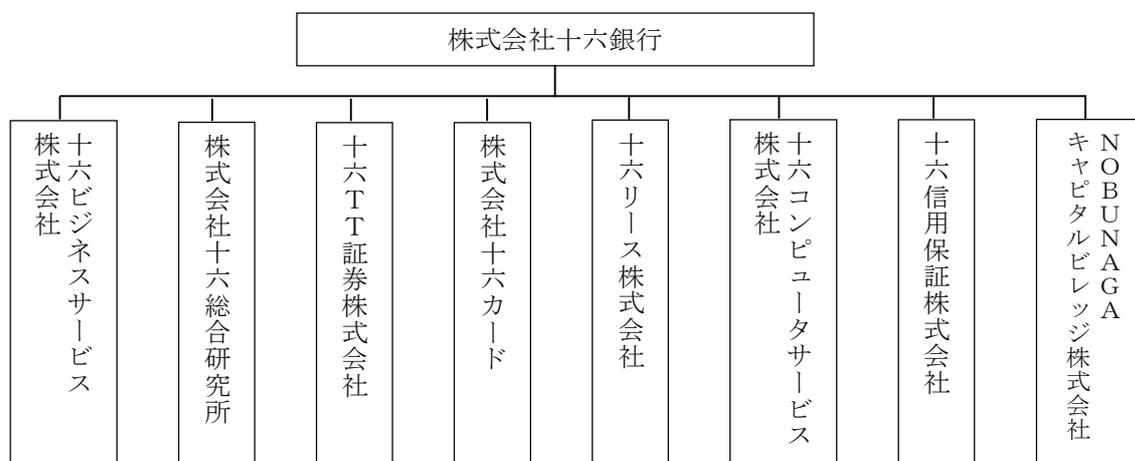
資本金：36,839,102,011円

〈株式移転比率〉

1（十六銀行）：1（持株会社）

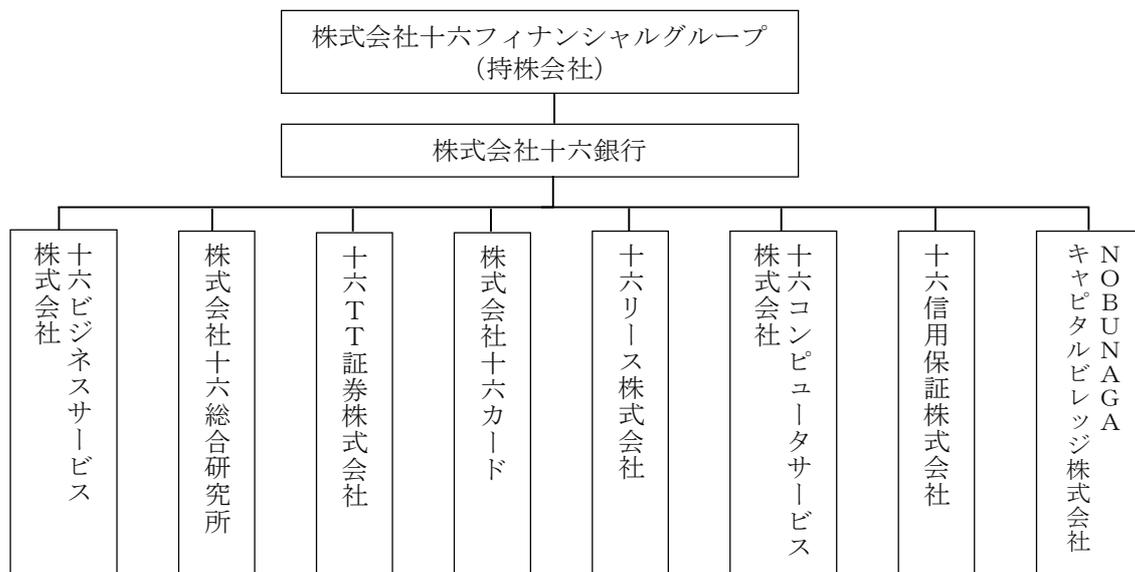
十六銀行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定である。

(i) <<現状>>



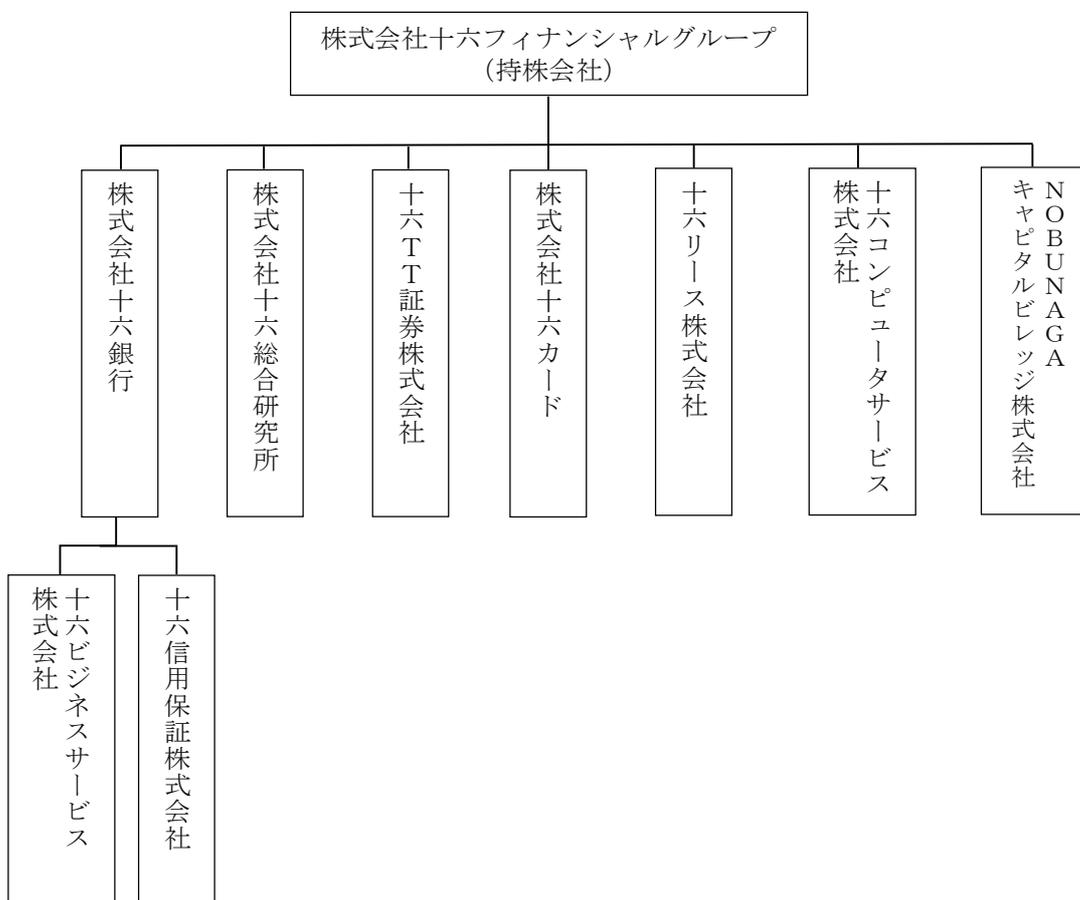
(ii) [第1段階] 単独株式移転による持株会社設立

令和3年10月1日を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立することで、十六銀行は持株会社の完全子会社となる。



(iii) [第2段階] グループ内事業会社の再編

持株会社設立後、グループ内の連携強化をはかる観点から、十六銀行の連結子会社である、株式会社十六総合研究所、十六TT証券株式会社、株式会社十六カード、十六リース株式会社、十六コンピュータサービス株式会社およびNOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社の計6社について、持株会社の直接出資会社として再編する予定である。



(事業の分野又は方式の変更)

十六銀行グループは、設立する持株会社の経営計画（計画期間令和3年10月～令和5年3月）に基づき、以下の戦略に取り組むことでグループシナジーを最大化し、「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を目指す。

【マーケットインアプローチ戦略】

マーケットインの発想をもとに、グループの経営資源を結集しコンサルティング機能を発揮するとともに、課題解決に向けた多様なソリューションを提供することで、お客さまや地域との共通価値を創造していく。

【DX戦略】

グループ内外のアライアンス等によりデジタル技術やデータを利活用し、お客さまへのアプローチを行うとともに、業務のデジタル化の加速により活動時間を創出することで、役職員の付加価値の高い活動につなげる。

【地域コミット戦略】

持続可能な社会の実現に向けて、グループ全役職員によるSDGs・地域創生への取組みを深化させるとともに、事業領域の拡大により営業基盤である岐阜県・愛知県の地域活性化のための中心的役割を発揮する。

こうした取組みを通じて、持株会社体制におけるグループシナジーを最大化し、令和6年3月期のコア業務粗利益に占める収益シナジーの構成比を1.8%とすることを見込んでいる。

- (2) 事業再編を行う場所の住所
岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地
株式会社十六銀行

岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地
株式会社十六フィナンシャルグループ
- (3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項
該当なし
- (4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表1のとおり
- (5) 事業再編に伴う設備投資の内容
該当なし
- (6) 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定
該当なし

5. 事業再編の実施時期

- (1) 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：令和3年 10月
終了時期：令和6年 3月
- (2) 毎事業年度の実施予定
別表2のとおり

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（令和3年9月末時点）

株式会社十六銀行	2,811名
株式会社十六フィナンシャルグループ	0名
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数（令和6年3月末時点）

株式会社十六銀行	2,706名
株式会社十六フィナンシャルグループ	11名
- (3) 新規に採用される従業員数

株式会社十六銀行	160名
株式会社十六フィナンシャルグループ	0名

(4) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数	
出向予定人員数	11名
転籍予定人員数	0名
解雇予定人員数	0名

7. その他
特になし。

別表 1

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第17項第1号の要件	<p>十六銀行は、単独株式移転により持株会社である株式会社十六フィナンシャルグループを設立し、その傘下に入る。</p> <p>① 新設会社 名称：株式会社十六フィナンシャルグループ 住所：岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地 代表者の氏名：取締役社長 池田 直樹 設立（予定）日：令和3年10月1日 資本金：36,000,000,000円</p> <p>② 株式移転を行う会社 名称：株式会社十六銀行 住所：岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地 代表者の氏名：取締役会長兼頭取 村瀬 幸雄 資本金：36,839,102,011円</p> <p>③ 株式移転比率 1（十六銀行）：1（持株会社）</p> <p>④ 株式移転期日 令和3年10月1日</p>	租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
法第2条第17項第2号の要件	<p>十六銀行グループは、設立する持株会社の経営計画（計画期間令和3年10月～令和5年3月）に基づき、以下の戦略に取り組むことでグループシナジーを最大化し、「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を目指す。</p> <p>【マーケットインアプローチ戦略】 マーケットインの発想をもとに、グループの経営資源を結集しコンサルティング機能を発揮するとともに、課題解決に向けた多様なソリューションを提供することで、お客さまや地域との共通価値を創造していく。</p>	
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		

【DX戦略】

グループ内外のアライアンス等によりデジタル技術やデータを利活用し、お客さまへのアプローチを行うとともに、業務のデジタル化の加速により活動時間を創出することで、役職員の付加価値の高い活動につなげる。

【地域コミット戦略】

持続可能な社会の実現に向けて、グループ全役職員によるSDGs・地域創生への取組みを深化させるとともに、事業領域の拡大により営業基盤である岐阜県・愛知県の地域活性化のための中心的な役割を発揮する。

（具体的な数値基準）

こうした取組みを通じて、持株会社体制におけるグループシナジーを最大化し、令和6年3月期のコア業務粗利益に占める収益シナジーの構成比を1.8%とすることを見込んでいる。

別表 2

事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
令和3年度	令和3年10月1日 単独株式移転により持株会社を設立
令和4年度	該当なし
令和5年度	該当なし